文教委員会行政視察概要

１　視察月日 令和６年５月１５日（水）～５月１６日（木）

２　視察先及び視察事項

・富山市

日時　５月１５日（水）

視察事項　（１）富山市立図書館本館について

（２）富山市まちなか総合ケアセンターについて

・金沢市

日時　５月１６日（木）

視察事項　（３）困難を抱える子どもへの支援施策について

３　視察委員

（委員長）浦田大輔（副委員長）小堀祥子（委員）浅野文直、山崎直史、上原正裕、雨笠裕治、高橋美里、嶋凌汰、浜田昌利、市古次郎、重冨達也、飯田満

４　視察概要

（１）富山市立図書館本館について

説明者：富山市教育委員会富山市立図書館　館長

富山市教育委員会富山市立図書館　副館長

ア　移転の経緯

旧富山市立図書館は、昭和４５年に市制８０周年記念を機に開館したが、開館から４０年以上経過し、施設の老朽化が課題となっていた。市民ニーズの変化や中心市街地活性化を図る富山市の市街地再開発事業に基づき、平成２７年８月にガラス美術館との複合施設である「ＴＯＹＡＭＡキラリ」内に富山市立図書館を移転・開館した。

イ　施設概要

①　施設構成

富山市立図書館は本館及び地域館６館、分館等１８館の計２５館及び自動車文庫２台で構成されており、市立図書館数は全国一である。蔵書数は全図書館で約１００万冊であり、そのうち本館は４５万冊となっている。

②　管理主体

本館は本に関する相談窓口対応や本の選奨及びイベントの企画を直営で行って

おり、本の貸出し等の窓口業務や配架業務は委託している。地域館６館は直営を維持している。分館及び自動車文庫は運営業務を委託している。また、ＴＯＹＡＭＡキラリはキラリ協議会が施設の清掃・修繕等を一括して行っており、富山市が負担金を支払っている。

③　特色

ＩＣタグを活用した貸出し・返却が可能なシステムを新たに導入しており、事前予約した本を自ら手に取ることができるため、予約・貸出し・返却の流れを利用者で完結することができ、窓口の混雑緩和やプライバシーの保護、職員の人員削減に取り組んでいる。

また、中心市街地の活性化に向けた様々なイベントを実施している。具体的には、市民の学びにつながるセミナーの開催、作家を招致した講演会、ワークショップや音楽コンサート等を実施している。

ウ　各フロアの構成

①　１階：情報コーナー

図書館及びガラス美術館共通の出入口となっているロビーの中で、情報コーナーを設けている。午前７時から午後８時まで開館しており、新聞や雑誌を閲覧可能である。

②　３階：児童図書フロア

子どもの読書の推奨を目的として、絵本や紙芝居等の児童図書を配架し、書架やベンチは子どもの身長に合わせて設計されている。また、児童書専門の相談窓口を設けるとともに、企画展示等を積極的に実施し、子どもが本を身近に感じ、手に取りやすい環境づくりに努めている。

③　４階：一般図書フロア

午前９時３０分から午後８時頃まで開館している。小説や暮らしに役立つ本などの図書を約８万冊配置しており、ベンチ・カウンター等の閲覧席を約１６０整備している。閲覧席の一部区画については持ち込み学習可能なスペースを設けている。

④　５階：参考図書フロア

辞典や統計書等の参考図書、郷土資料とともに雑誌約５００誌、新聞等を配架している。視聴覚情報検索コーナーでは、ＣＤ・ＤＶＤの視聴やインターネット検索が可能な席が設けられている。受付窓口の隣に調査相談カウンターを設けており、調査・研究に関する資料の紹介や情報提供を実施している。自習室を１室設けているが、利用者が超過した場合は高校生以下の利用者を対象にセミナー室の利用を促している。

エ　施設運営における課題

図書館の運営に関する課題として、利用者層の拡充を目的とした魅力ある書架の創出に向け、配架図書を定期的に入れ替えることとしており、年間約１０万冊の購入を目標としているが、実際は４万冊程度の購入にとどまっている。

また、単なる本の貸出しに限らず、調査・研究に資する参考資料の紹介を行う相談サービスの認知度が低い状況にあることも課題として挙げられるため、ＳＮＳの活用やイベントを通じて積極的な広報活動が必要である。

加えて、子どもの読書の普及を目的に、絵本の読み聞かせや様々な本の紹介等の取組を行い、読書を通じて子どもたちの豊かな心を育み、健全な発達を促すことができるよう、社会教育施設としての役割を果たしたい。

※主な質疑内容等

（委　員）こどもの読書週間におけるイベントの内容について

（説明者）４月２７日（土）にぬいぐるみのおとまりかい２０２４を実施した。事前に申込みのあった参加希望者の年齢を確認した上で、年齢に適した児童図書を司書が用意し、参加希望者が持ち込んだぬいぐるみと図書を被写体とした写真を撮影し、ホームページやＳＮＳで公開している。撮影の翌日にぬいぐるみと併せて図書の貸出しを実施している。

（委　員）有資格者の職員配置に係るガイドラインの有無について

（説明者）職員の有資格者の職員配置基準等のガイドラインは設けていない。

（委　員）交流イベントの企画立案者について

（説明者）富山市立図書館の職員である読書推進係の司書がイベントの企画等を行っている。

（委　員）ＴＯＹＡＭＡキラリの協議会の構成員について

（説明者）市街地再開発事業における複数の地権者によって構成されており、施設運営に関して協議した上で清掃・修繕等を行っている。

（委　員）複合施設の土地取得に係る費用負担の内訳について

（説明者）図書館・美術館を合わせた複合施設の土地を取得した費用は約８５億円である。約４０億円は富山第一銀行が出資しており、残額約４５億円は再開発事業の補助金として国・富山県・富山市の三者で負担している。

（委　員）図書館の移転に係る関係団体の意向について

（説明者）ＴＯＹＡＭＡキラリは建設デザインに工夫を凝らした施設であり、そうした施設に図書館本館が移転することを好意的に受け止めている関係団体が

多かったと認識している。

（委　員）ＴＯＹＡＭＡキラリの竣工に係る周辺地域への影響について

（説明者）従来、富山市は観光資源に乏しかったが、ＴＯＹＡＭＡキラリが竣工し、各施設の開館以降、多くの訪日外国人が観光で訪れ、地域活性化の効果が出ていると認識している。

（委　員）図書館における耐震対策について

（説明者）図書館内は上から吊り下げる構造となっているため、地震への耐性は高く能登半島地震において建物の被害はなかった。また、書架は床下のコンクリートで固定されており建物と一体となっていることから、地震によって倒れるリスクは限りなく低い。

（２）富山市まちなか総合ケアセンターについて

説明者：富山市まちなか総合ケアセンター　所長

富山市まちなか総合ケアセンター　主幹

ア　開設の経緯及び目的

旧総曲輪小学校の跡地を活用し、ＰＰＰによって公共施設（地域包括ケア拠点施設）及び民間施設（専門学校・スポーツ施設等）を一体的に整備し、複合型施設である総曲輪レガートスクエアが平成２９年４月に開業した。

富山市の街中で多くの人々が集うにぎわいの拠点や、人と人がつながる機会を創出するコミュニティ拠点を形成するため､総曲輪小学校跡地活用事業の一環として、総曲輪レガートスクエア内においてまちなか総合ケアセンターが運営を開始した。

イ　施設概要

①　産後ケア応援室

産後の母親の身体の回復及び心理的ケアを図るとともに、母親自身が行うセルフケア能力を育み、健やかな育児を支援する施設である。富山市、滑川市、上市町、立山町及び舟橋村に居住している、もしくは市内に里帰り中のおおむね産後４か月までの母子が施設利用の対象となる。

主な事業内容は１日単位のデイケア、宿泊、母親の心身のケア、育児支援が挙げられ、保健師及び精神保健福祉士を含めた助産師計１６名の職員が配置されている。

②　病児保育室

病児保育事業一環として、子どもが体調を崩した際に保護者が仕事の都合等で家庭保育が困難な場合、保護者の代行として保育・看護を実施する施設である。小児科の看護師が看護をしつつ、保育士が子どもを見守ることで、子育てに係るきめ細やかな支援を実施している。

また、お迎え型病児保育事業も併せて実施しており、保育所等に入所している病児を迎えに行き、保護者の代行でかかりつけ医の受診後に病児保育室にて保育・看護のケアを行っている。

病児保育事業の対象は富山市、滑川市、上市町、立山町及び舟橋村に居住している満６ヶ月以上の未就学児であり、お迎え型病児保育事業の対象は満１歳以上の未就学児である。

③　こども発達支援室

心や身体の発達が懸念される子どもに対し、早期相談及び訓練等の支援を行い、障害児及び保護者に対する継続的な支援を行う施設であり、指定管理者制度のもとで運営を実施している。乳幼児期の発達に懸念のある子ども及び保護者が施設利用の対象となっている。

本施設は知的障害や発達障害等の子ども及び保護者に対して日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援事業」や、障害児の相談に対応した課題の解決や適正なサービス利用についてケアマネジメントし、障害福祉サービス利用等に向けたきめ細かな支援を行う「障害児相談支援事業」、発達障害を有する子ども及び保護者の相談に応じ、将来自立した日常生活や社会生活を営むことが可能となるように支援する「発達障害児相談支援事業」、成長や発達に関して懸念される乳幼児を持つ保護者からの相談に応じ、早期かつ専門的な対応により、乳幼児の発達を促進し、保護者の支援を行う「乳幼児発達支援相談事業」等の様々な事業を所管し、取り組んでいる。

ウ　地域コミュニティの醸成に係る取組

まちなか総合ケアセンターは、地域住民やボランティアを始め、ＮＰＯ法人、企業、大学等と富山市が協働した上で多世代の人々がつながる場の創出という役割も担っており、次のような取組を行っている。

①　利用登録団体への施設内スペースの貸出し

多くの市民参加・交流を促進する活動団体や個人を対象に、施設内スペースの無償貸出しを行っている。新型コロナウイルス感染症の流行により、令和２年度以降はコロナ前と比較して大幅に利用者数が減少したが、近年は増加傾向にあり、直近の令和５年度の利用者数は２，９９０人であった。スペースを活用した利用団体の主な取組として、幼児と保護者がともに参加してヨガを行うイベントや、楽器体験会等が実施された。

②　官民連携事業

ＮＰＯ法人や企業等と連携した各種イベントを２か月に１回以上の頻度で実施している。５月は初夏のガーデンづくりや、７月は七夕の飾りつけ等、各季節に合わせた取組を行っており、令和５年度の集客数は４，１８１人であった。

また、まちなか総合ケアセンターに限らず複合施設内の民間施設の交流スペー

スを適宜活用し、官民が一体となり柔軟な施設利用のもとで看護・調理体験や物販等の催しも行っている。

エ　施設運営に係る課題及び今後の展望

まちなか総合ケアセンターは大半の業務を直営で担っており、人件費を中心に施設運営費の負担が大きいことが課題である。一方で、直営であることで病児の迅速な送迎等が可能であり、メリットが非常に大きいことから、業務の円滑化により、人件費の縮減を図ることで、直営による施設運営の維持に努めたい。

※主な質疑内容等

（委　員）各施設における専門職の配置基準について

（説明者）国の基準により、看護師は職員数全体の１０分の１、保育士は３分の１を配置することとされている。また、市の正規職員と併せて会計年度任用職員も一定数勤務している。

（委　員）施設利用における当日受付の可否について

（説明者）各施設を利用する場合は事前予約制としており、当日受付はしていない。

（３）困難を抱える子どもへの支援施策について

説明者：金沢市児童家庭相談室　室長
　　金沢市子育て支援課　　課長

ア　子育て施策に係る動向

平成２８年５月　関係部局の連携により、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、「金沢市子どもの貧困対策チームを設置

平成２９年４月　経済的に困難な状況の子どもやひとり親家庭への相談や支援を所管する「児童家庭相談室」を設置

平成３１年２月　「金沢市子どもの貧困対策基本計画」を策定

令和　４年３月　「金沢市子どもの貧困対策基本計画」を策定

①　金沢市子どもの貧困対策チーム

困難な状況にあるひとり親の家庭や子どもを把握しやすい税務課や企業、各種サービスを提供する部署等と連携した体制を整備し、支援対象者の早期発見及び早期支援を図る。

チーム会議は年２回実施されており、児童家庭相談室を中心に児童相談に係る受付票やチェックリストの整備・活用等を行い、子どもの貧困対策推進の町内連携を進めている。

② 児童家庭相談室

子育てや福祉、法律等の専門知識を持つ相談員が、一人一人の状況に合致した相談及び支援を実施する。必要な制度やサービスの紹介、子育てに係る申請や手続等に同行するサポート、家庭訪問等も行っている。

計１５名の職員のうち、弁護士職員１名、子どもソーシャルワーカーが４名、母子・父子自立支援員４名の専門知識を有した職員がそれぞれ配置され、きめ細やかな支援を実施している。

イ 金沢市子ども生活応援プランの概要

貧困対策は国際的にも重要課題として位置付けられ、生活に困難を抱える家庭が増加し、深刻な状況が続いており、従来の計画である金沢市子どもの貧困対策基本計画及び金沢市ひとり親家庭等自立促進計画が令和３年度に計画期間の満了を迎えることを踏まえ、両計画を統合し、令和４年３月に金沢市子ども生活応援プランを策定した。本計画の基本理念は、「全ての親と子が安心して暮らし、子どもたちが夢や希望を持てるまち金沢」であり、計画期間は令和４年度から令和８年度までの５年間である。

ウ 各関連事業の取組内容

① 子ども居場所づくり総合支援事業

子どもたちが放課後や学校休業日等を安心して過ごすことができるよう、子ども食堂等の居場所の確保を図るために活動する団体を支援しており、令和５年度から新たに取り組んでいる事業である。

新たに活動する団体への支援施策として、新規開設等経費の補助を行っている。補助率は４分の３としており、限度額については子ども食堂・寺子屋等の学習支援に関する事業は限度額２０万円、多世代交流等、相談支援に関する事業は限度額１０万円としている。

また、活動中の団体に運営費の補助を行っており、補助率は１００％としている。令和６年度から月ごとの事業の実施回数に応じて補助金が定められるように補助内容を改正しており、限度額は５０万円としている。また、令和５年度の申請団体数は１８団体であり、令和６年度は更に増加する見込みである。

② 子どもの学習総合支援事業

ひとり親家庭及び生活困窮世帯の小中学生及び高校生等に対し、大学生等のボランティアを月４回程度派遣し、子どもの年齢に近い人が話し相手や相談相手となり、学習支援等を行うものである。令和５年度における登録家庭は９８家庭、

登録ボランティアは１０８人、活動回数は１，５６４回となっている。

そのほか、学業部門、文化・スポーツ活動部門において返還不要の奨学金制度を導入しており、対象者に月額１万円を支給している。

③　子育て家庭訪問相談事業

身近な相談相手がいない家庭や外出が困難な家庭に対し、子育て経験のある研修を受けたボランティアが訪問し、外出の同行や家事支援等を通じ、育児負担及び不安の軽減や親子の孤立防止を図るものである。利用料金は無料であり、３歳までの児童がいる家庭を対象としている。

金沢市で実施している養成研修を受講したボランティアが相談等を行っており、１時間当たり７００円の謝礼と併せて交通費を市が負担・支給している。

④　養育費確保サポート事業

ひとり親または離婚を検討している家庭を対象とし、弁護士資格を取得している職員の窓口対応と併せ、初回法律相談費用や養育費の取決め費用、養育費の取決め費用、裁判手続費用及び弁護士報酬金等の助成を行っている。令和６年度から助成内容を大幅に拡充しており、対象者の所得制限を撤廃した。

⑤　金沢版子ども宅食推進事業

食材等の提供により子ども・家庭を支援する金沢市独自の取組であり、令和６年度から本格的に運用を開始した。

流れとして、最初に家庭への宅食日を設定し、企業等からの寄附により食材を確保、対象者へ広報した上でＬＩＮＥによる申込受付を行い、食材提供を行うものである。食材に限らず、利用者ニーズに応じて日用品の提供を実施した実績がある。

⑥　ひとり親家庭情報発信機能強化事業

ＬＩＮＥを利用したプッシュ型情報発信やチャットボットによる情報検索機能を活用し、多忙なひとり親家庭へ育児に係る情報や地域イベントの情報を提供する事業である。令和５年度時点のＬＩＮＥ公式アカウントの登録者数は６００人である。

エ　現状の課題

重層的な支援体制の推進として、子どもの居場所づくり及び見守り支援の強化、地域・企業等とのネットワーク強化を検討している。

また、相談支援体制の拡充に向け、経済・生活面で困難な状況を抱える子どもを支援する子どもソーシャルワーカーの更なる能力向上、他機関連携及びひとり親家庭への子育て施策・制度の周知を一層促進すべきであると認識している。

※主な質疑内容等

（委　員）金沢市子どもの貧困対策チームで策定したチェックリストについて

（説明者）子育てに係る申請手続を項目ごとに分類した上で、端的に集約したものである。窓口に来た申請者に対して配布し、職員が伴走型支援を行いながら必要な申請手続の支援を行っている。

（委　員）子どもの学習総合支援事業におけるボランティアの謝礼について

（説明者）一度の派遣につき、活動費用の約１，０００円及び交通費を支給している。

（委　員）子どもの貧困状況に係る実態調査について

（説明者）関係団体に対するヒアリング及び、保護者に対するアンケート調査を実施している。アンケート調査においては日常生活の状況及び子どもの教育状況、保護者の就労状況等について調査し、適切な分析を行っている。

（委　員）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律との関連性について

（説明者）女性相談室と連携しており、相談があった場合には貧困の状況に合わせて適宜対応しており、同法の整備以前から女性支援に取り組んでいる。

（委　員）アウトリーチ型個別支援の取組状況について

（説明者）子どもソーシャルワーカーは、相談を受け付けた際は迅速に家庭訪問等を行い、各種申請手続等を付き添いながら行う伴走型支援に注力している。また、宅食サービスと連携した上で家庭訪問及び相談の請負等の積極的な支援の取組を実施している。

（委　員）子どもソーシャルワーカーにおける会計年度任用職員の有無について

（説明者）子どもソーシャルワーカーは子育て施策等に係る高度な知見を有する専門職を、柔軟かつ積極的に採用する必要があることから、会計年度任用職員として雇い入れている。

（委　員）ファミリーサポートセンターとの業務分担について

（説明者）ファミリーサポートセンターは主に子育て支援として子どもの預かり等の支援が中心となっている。一方で、子育て家庭訪問相談事業は家庭訪問による親子の不安の払拭を主たる業務と位置付けている。

（委　員）裁判手続に係る費用の助成金額の設定根拠について

（説明者）裁判外紛争解決手続費用は、平均的な相場である１０万円を上限額と設定した。弁護士着手金・報酬金については、弁護士等と相談した上で妥当な金額と考えられる１０万円を上限額としてそれぞれ設定している。

（委　員）児童家庭相談室所属の兼務職員について

（説明者）児童家庭相談室は、こども未来局子育て支援課内の組織として位置付けら

れている。同室には子育て支援課内の家庭福祉係との兼務職員が５名配属されている。

（委　員）各種奨学金制度の新たな支給基準の設定の有無について

（説明者）奨学金制度は金沢市子ども生活応援プランの策定前から運用しており、プラン策定を契機に新たな支給基準は設けていない。

（委　員）子どもの習い事に対する助成の状況について

（説明者）金沢市において習い事に対する助成は実施していないが、養護施設等に入所している子どもを対象に、スポーツ観戦等を体験可能な参加券を配布するなど、子ども体験活動支援事業を実施している。

（委　員）プライバシーの保護に関する取組について

（説明者）イベント等を行う際には公に参加者を募集せず、本市所管部署がプッシュ型でイベント案内を行っており、参加者の各家庭の状況が明るみとならないよう、プライバシーに配慮した情報管理・保護に努めている。

（委　員）子ども体験活動支援事業の広報に係る効果的な取組事例について

（説明者）児童扶養手当の受給世帯及び生活保護世帯の情報を活用し、各世帯に対する周知を行う取組は効果的であったと認識している。